

商法 Chapter 6

Date

/

Date

/

Date

/



X株式会社（以下、「X社」という。）は、A、B及びCを含む6名の取締役を置く取締役会設置会社であり、代表取締役としてAが選定されている。また、X社は監査役設置会社であり、監査役としてDが選任されている。X社に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 X社の株主は、AがX社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる。
- 2 判例によれば、X社の取締役会において代表取締役Aの解職の決議をする場合、Aは、取締役の職務の執行として、当然に当該議決に参加することができる。
- 3 X社が、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとする場合、当該募集社債の総額の決定については、取締役会の決議によらなければならないが、これをAに委任することはできない。
- 4 取締役のうちBのみが社外取締役である場合、X社は、重要な財産の処分及び譲受けについての取締役会の決議につき、A、B及びCの3名による決議をもって行うことができる旨の定款の定めを設けることはできない。
- 5 X社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、X社の営業時間内は、いつでも、X社の取締役会議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

正解
3

[機 関] 取締役会

1 妥当でない

監査役設置会社においては、株主は、取締役会の招集の請求をすることができない（会社法367条1項かつこ書）。本問のX社は監査役設置会社であるため、X社の株主は、取締役会の招集を請求することができない。

2 妥当でない

判例によれば、代表取締役の解職（同法362条2項3号）に関する取締役会決議について、当該代表取締役は、「特別の利害関係を有する取締役」にあたる（最判昭44.3.28）ため、議決に加わることができない（同法369条2項）。したがって、X社の取締役会において代表取締役Aの解職の決議をする場合、Aは、当該議決に参加することができない。

3 妥当である

取締役会は、同法所定の事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない（同法362条4項）。そして、この同法所定の事項として、募集社債の総額が挙げられている（同条項5号、676条1号）。したがって、X社は、募集社債の総額の決定については、取締役会の決議によらなければならない、これをAに委任することはできない。

4 妥当でない

取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）が、①取締役の数が6人以上であること、及び②取締役のうち1人以上が社外取締役であること、のいずれの要件にも該当する場合には、取締役会は、重要な財産の処分及び譲受け、及び多額の借財についての取締役会の決議（同法362条4項1号、2号）については、あらかじめ選定した3人以上の取締役（特別取締役）のうち、議決に加わることができるものの過半数が出席し、その過半数をもって行うことができる旨を定めることができる（同法373条1項）。

X社は、6名の取締役を置く取締役会設置会社であり、かつ、取締役Bが社外取締役であることから、会社法373条1項により、重要な財産の処分及び譲受けについての取締役会の決議につき、A、B及びCの3名による決議をもって行うことができる旨の定款の定めを設けることができる。

5 妥当でない

取締役会設置会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、**裁判所の許可を得て**、当該取締役会設置会社の**取締役会議事録の閲覧又は謄写の請求**をすることができる（同法371条5項・4項）。したがって、X社の親会社社員がX社の取締役会議事録の閲覧又は謄写の請求をする場合、裁判所の許可を得ることを要し、X社の営業時間内に、いつでも、X社の取締役会議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができるわけではない（同条2項参照）。

以上により、妥当なものは**肢3**であり、正解は**3**となる。